

～ 制度調査部情報～

2007年8月1日 全12頁

# セグメント情報開示の 検討状況

制度調査部  
鈴木 利光

## 財務諸表におけるセグメント別報告に関して - マネジメント・アプローチの採用 -

### 【要約】

企業会計基準委員会は現在、「セグメント情報開示専門委員会」において、セグメント情報開示に関する現行の日本基準の見直しについて検討している。

セグメント情報とは、売上高（役務収益を含む）、損益、資産その他の財務情報を、事業の区分単位に分別したものをいう。

検討の基本的な方向性は、国際的な会計基準が採用する「マネジメント・アプローチ」を日本基準においても採用するというものである。

### 目次

1. はじめに - マネジメント・アプローチへの移行 - (P1)
2. 本検討の背景 (P2)
3. 国際的な会計基準の動向 (P2)
4. 現行の日本基準と国際的な会計基準（マネジメント・アプローチ）の比較 (P5)
5. 本検討のこれまでの状況 (P5)

### 1. はじめに - マネジメント・アプローチへの移行 -

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は現在、「セグメント情報開示専門委員会」(以下、「専門委員会」という)において、米国会計基準(SFAS)や国際会計基準(IAS又はIFRS)における「マネジメント・アプローチ」をベースに、セグメント情報開示に関する現行の日本基準<sup>1</sup>の見直しについて検討(以下、「本検討」という)をしている。

「マネジメント・アプローチ」とは、経営者による内部意思決定、資源配分、業績評価等の目的で決定された事業セグメントに関する情報開示をいう。

セグメント情報の開示については、2006年3月に開催された国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第3回会合において「短期プロジェクト」として位置づけられており、ASBJは2007年の1月よりこれまで10回の専門委員会を設け、本検討を行ってきた。

ASBJは、2007年秋頃に企業会計基準の公開草案を公表し、2007年末までに企業会計基準(及び

<sup>1</sup> 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法」

適用指針等)を最終的に公表する予定である。

本稿では、本検討の背景、国際的な会計基準の動向、及び国際的な会計基準と日本基準の比較に言及した後、本検討のこれまでの検討状況を解説していくものとする。

## 2. 本検討の背景

本検討は、セグメント情報開示についてマネジメント・アプローチを導入する方向で検討することから始まっている。マネジメント・アプローチは、そもそも SFAS 第 131 号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」(以下、「SFAS 第 131 号」という)において採用されていたセグメント情報開示方法である。

現行の日本基準は、GAAP(一般に公正妥当と認められた会計原則をいう。以下同様)ベースに基づき、以下のセグメント別の情報を開示する旨規定している。

所在地別セグメント情報(売上、損益、資産等)

事業の種類別セグメント情報(売上、損益、資産)

海外売上高別セグメント情報(国内売上高、海外売上高)

この現行の日本基準のセグメント情報開示については、以下のような意見がある。

セグメント分解が不十分で、投資家・アナリストのニーズに十分応えていないのではないか。  
開示のためのみに作成された情報となっており、経営の多角化を適切に反映した情報開示となっていないのではないか。

ASBJ における本検討の理由として、マネジメント・アプローチの導入に関する以下のようなメリットが挙げられる。

財務諸表利用者が**経営者と同じ視点**で企業経営を見ることができる。

内部で利用しているものを開示に利用するため、**作成者の負担が軽減**される。

マネジメント・アプローチに基づき開示される情報は、「非財務情報」(リスク情報、ガバナンス情報等)との整合性がとりやすい。というのも、「非財務情報」は、経営者の意思決定に資するような方法で管理・作成されていると考えられるからである。

上記のような背景の下、ASBJ は、ワーキンググループを立上げ、さらにセグメント情報開示専門委員会を設置し、本検討を重ねてきた。

## 3. 国際的な会計基準の動向

### (1) セグメント情報開示に関する議論の背景

セグメント情報開示については、その将来的な方向性に関する国際的な議論が 1997 年にあった。しかし、当時においては、米国財務会計基準審議会(FASB)とIASBはその会計基準を合わせることが出来なかった。結果として、マネジメント・アプローチを採用する FASB の SFAS 第 131 号と、IASB の IAS 第 14 号「セグメント別報告」(以下、「IAS 第 14 号」という)は基本的なアプローチにおいて異なっていた。

その後、セグメント情報開示は、FASB と IASB の間において IFRS と US GAAP<sup>2</sup>の主要な差異を取

<sup>2</sup> 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則をいう。

り除くことを目標とした合同短期コンバージェンス・プロジェクト（以下、「ロードマップ」という）の基本合意がなされた時点で、その差異の解消が容易でない特殊な位置を占めていた。

## (2) IFRS 第 8 号「事業セグメント」

そのような状況下において、IASB は、**マネジメント・アプローチを採用する SFAS 第 131 号に合わせる方向**で、2006 年 11 月に IFRS 第 8 号「事業セグメント」（以下、「IFRS 第 8 号」という）を公表した。これは、ロードマップにおける具体的成果の一つである。IFRS 第 8 号は、IAS 第 14 号に代わるものであり、IAS 第 14 号と SFAS 第 131 号の 2 つの基準を調整する内容となっている。

IASB は、マネジメント・アプローチの採用の理由として、以下の 2 点を挙げている（ASBJ における本検討の理由と実質的に同様である）。

財務諸表の利用者が、**経営者の視点**を通じて事業を検討することが可能となる。

情報がすでに経営者に内部的に使用されているものであるため、**作成者にとってコストがほとんどかからず**、情報が適時に入手可能である。

## (3) IFRS 第 8 号の主要な特徴及び適用時期

IFRS 第 8 号の主要な特徴は、以下のとおりである。

報告セグメントに関する説明的な財務情報の報告を要求する。

における報告セグメントとは、財務諸表にて報告すべきセグメント情報であり、事業セグメント（又は特定の規準を満たす事業セグメント）の集計をいう。

における事業セグメントとは、企業の区分単位で、次の要件（以下、「**事業セグメント三要件**」という）のすべてに該当するものをいう。

- 1) その活動から収益を稼得し、費用を負担する事業活動に関わるもの（同一企業の他の区分単位との取引に関連する収益及び費用を含む）
- 2) 企業の「**最高経営意思決定者**」が、当該セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- 3) 分離した財務諸表を入手できるもの

上場企業のみ適用される。

資源の配分及び業績の評価のために最高経営意思決定者により定期的に評価される、**内部報告に基づいた事業セグメントの識別**を要求する（**マネジメント・アプローチの採用**）。

報告される各事業セグメント項目の金額が、セグメントに資源を配分し、その業績を評価する目的で最高経営意思決定者に報告される測定値となることを要求する。

報告セグメント別収益の合計、損益の合計、資産の合計、負債の合計、及び報告セグメントについて開示されるその他の金額と、企業の財務諸表上の対応金額との**調整表を要求**する。マネジメント・アプローチに基づいて開示される情報は内部的に使用しているものであり、損益計算書及び貸借対照表を作成するために使用する情報とは異なるものとなりうる。そのため、セグメント情報の基礎の説明を要求することによりその調整を求めているわけである。セグメント別の損益、資産及び負債が、各報告セグメントについて、**どのように算出される**

かの説明を要求する。

製品又はサービス（又は類似の製品及びサービスのグループ）別の収益に関する情報、収益を稼得し資産を保有している国に関する情報、及び主要な顧客に関する情報を報告することを要求する。

事業セグメントが決定された方法、セグメントにより提供される製品又はサービス、セグメント情報の報告に使用されている数値の算出方法と財務諸表に使用されている数値の算出方法との差異、及び期間ごとのセグメントの数値の算出方法の変更に関する説明的情報を提供することを要求する。

IFRS 第 8 号は 2009 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度より適用される。なお、早期適用は許容される。

#### (4) IFRS 第 8 号と IAS 第 14 号の主要な相違点（何が変わったか）

IFRS 第 8 号と IAS 第 14 号の主要な相違点は、以下の 2 点に集約されると考えるが、一言で表現すると、「マネジメント・アプローチの採用」となるといえる。

IAS 第 14 号が 2 つのセグメント（関連製品及びサービスの情報を基礎とする主要セグメント、及び所在地別の情報を基礎とする補助セグメント）に基づく情報開示を要求していたのに対し、IFRS 第 8 号は資源の配分及び業績の評価のために最高経営意思決定者により定期的に報告される、**内部報告**に基づいた事業セグメントの識別を要求する。

IAS 第 14 号と異なり、IFRS 第 8 号はセグメント別の収益、費用、決算収支、資産及び負債を**明確にすることは要求しない**。ただし、各報告セグメントにおいて、**どのようにしてセグメント別の損益、資産及び負債が算出されたかを説明することを要求する**。

#### (5) 未だ残る IFRS 第 8 号と SFAS 第 131 号の主要な相違点

未だ残る IFRS 第 8 号と SFAS 第 131 号の主要な相違点は、以下のとおりである。

IFRS 第 8 号が「固定資産」に**無形固定資産**を含めるのに対し、SFAS 第 131 号（の適用指針）は「固定資産」を長期性の有形固定資産に限定している。

SFAS 第 131 号と異なり、IFRS 第 8 号はセグメント別**負債**の算出方法（最高経営意思決定者により定期的に評価されるもの）の開示を要求する。

**マトリックス組織**<sup>3</sup>を有する企業に対し、SFAS 第 131 号は事業セグメントを製品及びサービスの情報のみを基礎として決定することを要求するにすぎないが、IFRS 第 8 号は他の企業と同様の措置を要求する。すわなち、製品又はサービス（又は類似の製品及びサービスのグループ）別の収益に関する情報、収益を稼得し資産を保有している国に関する情報、及び主要な顧客に関する情報を報告することを求めている。

<sup>3</sup> 組織編成の軸を、たとえば地域と商品、商品と顧客、あるいは地域・商品・顧客といったように複数軸を組み合わせることをいう。

#### 4. 現行の日本基準と国際的な会計基準（マネジメント・アプローチ）の比較

現行の日本基準におけるセグメント情報開示と、国際的な会計基準におけるセグメント情報開示<sup>4</sup>をイメージ図化すると、以下のとおりとなる。

現行の日本基準 <sup>5</sup>		国際的な会計基準 <sup>6</sup>		
所在地別セグメント情報	売上高情報	事業セグメント	利益情報	
	利益情報		資産情報	
	資産情報		負債情報	
	減価償却費情報		その他情報	
	資本的支出情報		製品及びサービス情報	売上高情報
事業の種類別セグメント情報	売上高情報	関連情報：企業全体の開示	地域情報	資産情報
	利益情報			売上高情報
	資産情報		主要顧客情報	売上高情報
海外売上高別セグメント	売上高情報			

上記のように、現行の日本基準におけるセグメント情報開示と国際的な会計基準におけるセグメント情報開示は、**セグメント情報の区分**の時点でその内容を異にしているといえる。

#### 5. 本検討のこれまでの検討状況

##### (1) 論点

専門委員会においては、これまで以下の論点が検討されてきた。

【論点1】セグメント情報開示の基本的な考え方

【論点2】セグメント単位の定義・決定方法（事業セグメントの決定）

【論点3】セグメント情報の開示上の括り方

【論点4】セグメント開示項目と開示数値の測定方法

【論点5】企業全体についての開示項目

以下、各論点の概要を説明する。

##### (2) 【論点1】セグメント情報開示の基本的な考え方

###### ア．検討事項

ここでは主に、マネジメント・アプローチのメリット・デメリット、採用の是非が検討された。

###### イ．マネジメント・アプローチのメリット

<sup>4</sup> 現在適用されている SFAS 第 131 号に、2009 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度より適用される IFRS 第 8 号の基準を組み合わせるものとする。

<sup>5</sup> 国際的な会計基準と異なりマネジメント・アプローチを採用していないため、GAAP ベースに基づく情報開示が要求される。

<sup>6</sup> 「関連情報」は、「事業セグメント」の情報を補完するものと位置づけられている。「事業セグメント」については、マネジメント・アプローチに基づく情報開示が要求される。これに対し、「関連情報」については、GAAP ベースに基づく情報開示が要求される。

マネジメント・アプローチのメリットとしては、前述の ASBJ における本検討の理由、すなわち以下の点が挙げられた。

財務諸表利用者が**経営者と同じ視点**で企業経営を見ることができる。

内部で利用しているものを開示に利用するため、**作成者の負担が軽減**される。

非財務情報との整合性がとりやすい。

#### ウ．マネジメント・アプローチのデメリット

反対に、マネジメント・アプローチのデメリットとしては、以下の点が挙げられた。

社内の組織変更の頻度が多い場合、**継続性**の問題がある。

標準産業分類などの一般的な産業分類を使用している企業間で得られている**比較可能性**が損なわれる。

内部管理のあり方は各社各様であり、それに基づくセグメント情報の有用性に疑問がある。

における開示の問題を回避するために社内組織の変更を余儀なくされるとしたら、本末転倒である。

「最高経営意思決定者」の定義があいまいで、実務的にどこまで開示対象にすべきかはっきりしない。

#### エ．マネジメント・アプローチの採用の是非

専門委員会では、基本方針として、IFRS 第 8 号をベースに考えて、**マネジメント・アプローチを採用**することとし、その中で、マネジメント・アプローチのメリット・デメリットを考慮しつつ、日本基準の見直しを検討することとした。

### (3) 【論点 2】セグメント単位の定義・決定方法（事業セグメントの決定）

#### ア．検討事項

ここでは主に、事業セグメントの要件（「最高経営意思決定者」、「資源配分」及び「業績評価」）、**「分離した財務情報」**とは何か、等が検討された。

#### イ．事業セグメントの要件

国際的な会計基準における事業セグメント三要件（P3（3）参照）は日本基準として適切か、他にないかが検討された。

専門委員会では、**コンバージェンス**の観点から、事業セグメント 3 要件をそのまま日本基準に使用する方向で検討することとした。

#### ウ．「最高経営意思決定者」（P3（3）参照）

「最高経営意思決定者」について、具体的な記述は必要ないかが検討された。

専門委員会では、定義があいまいであることから、具体的な記述をする方向で検討することとした。文案としては、「取締役会、執行役員会議といった**会議体**である場合や、社長、最高経営責任者（CEO）又は最高執行責任者（COO）といった**個人**である場合がある。」というものが挙げられている。

また、当該用語は個人又は会議体を指すものとしているが、会議体が含まれていることが理解しづらい、といった指摘があった。そこで、**表現を再検討**し、「最高経営意思決定機関」という文言を採用する方向で検討することとした。

#### エ．「資源配分」及び「業績評価」（P3（3） 参照）

「資源配分」及び「業績評価」について、具体的な記述は必要ないかが検討された。専門委員会では、それらは**経営者の主観**であることから、特に記載はする必要はないという方向で検討することとした。

#### オ．「分離した財務情報」（P3（3） 参照）とは何か

「分離した財務情報」について、具体的な要件を設ける必要はないかが検討された。専門委員会では、以下の理由から、特に要件を設けない方向で検討することとした。

確かに、セグメント情報の有用性を維持するという観点から、（セグメントの区分をマネジメント・アプローチとするとともに、）財務情報自体は GAAP ベースとすることを検討する余地はある。しかし、それでは**作成者の負担**がかえって増大するおそれがある。

国際的な会計基準はどちらかと言えば、**管理情報**に近いものを想定していると考えられる。

#### カ．マトリックス組織構成となっている場合の取扱い（P4（5） 参照）

マトリックス組織構成となっている企業の場合も、IFRS 第 8 号と同様、他の企業と同じ考え方に基づき事業セグメントを決定するということが検討された（SFAS 第 131 号は、マトリックス組織構成となっている企業については製品・サービス別の区分を優先している）。専門委員会では、**コンバージェンス**の観点から、IFRS 第 8 号と同様、マトリックス組織構成となっていない企業と同じ考え方に基づき事業セグメントを決定するという方向で検討することとした。

#### キ．個別財務諸表におけるセグメント情報の開示について

国際的な会計基準と同様に、マネジメント・アプローチによるセグメント情報の開示を、個別財務諸表のみを開示する企業に対しても求めるかどうかを検討された。

専門委員会では、**国際的な会計基準と同様に**、マネジメント・アプローチによるセグメント情報の開示を、個別財務諸表のみを開示する企業に対しても求めるという方向で検討することとした。理由としては、前述した本検討の理由、言い換えれば経営の多角化の状況を適切に開示するという趣旨からすると、複数の事業について子会社を設立し運営することと、一つの企業内において事業部ごとに運営することは経済的実質が同一であるということが挙げられている。

ただし、専門委員会は、**作成者の負担**を考慮して、連結財務諸表でマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の開示を行っている場合は、IFRS 第 8 号と同様、個別財務諸表については同様の開示を要しないとする方向で検討することとした。

### (4) 【論点 3】セグメント情報の開示上の括り方

#### ア．検討事項

ここでは主に、「集約基準」、「類似の経済的特徴」、量的基準等が検討された。

## イ．「集約基準」

「集約基準」とは、マネジメント・アプローチによった場合、事業セグメント数が膨大になる場合があることを想定して、それを適切な事業セグメント数に集約するための基準をいう。財務諸表作成者の負担増加の防止と、財務諸表利用者の経営的視点の確保という双方の要請を考慮した概念といえる。

国際的な会計基準と同様に、「類似の経済的特徴」等による集約や量的基準値により報告セグメントを決定するという建て付けでよいかを検討された。

専門委員会では、**コンバージェンス**の観点から、**国際的な会計基準と同様**の建て付けで報告セグメントを決定するという方向で検討することとした。

## ウ．「類似の経済的特徴」を有する場合の例示

「類似の経済的特徴」とは、「集約基準」における事業セグメントの集約要件の一つである。SFAS 第 131 号と同様に「類似した長期平均総利益率が予測される」ことを例示するということがよいか、他の指標を例示すべきということはないかが検討された（IFRS 第 8 号は何らの例示もしていない）。

専門委員会では、以下の理由から、**IFRS 第 8 号と同様に、何ら例示をしない**方向で検討することとした。

長期平均総利益率が同じだから類似の経済的特徴を有するというのはおかしい（経営者はそのような視点で区分をして見るようなことはせず、それは投資家も同様である）。

に関連して、一般に企業は事業戦略、製造方法、ユーザ等で区分して経営管理を行うが、集約基準の段階でこれらとは異なる利益率、リスク等を基準とすることには違和感がある。

## エ．「類似」性の判断要素及び判断基準

「類似の経済的特徴」における「類似」性の判断要素及び判断基準は、国際的な会計基準と同様、以下のすべての要素が類似しているという要件を満たす必要があるという取扱いでよいかを検討された（判断要素は現行の日本基準と似ているが、判断基準は現行の日本基準が各要素を総合的に考慮して判断するとしているのに対し、国際的な会計基準ではすべての要素が類似している必要があるとしている）。

- 製品及びサービスの性質又は使用目的
- 製品及びサービスの製造方法又は製造過程
- 製品及びサービスを販売する（市場又は）顧客の種類
- 製品及びサービスの販売方法
- 銀行、保険公益事業のような業種に特有な規制環境

専門委員会では、**コンバージェンス**の観点から、**国際的な会計基準と同様**の判断要素及び判断基準で「類似」性を判断するという方向で検討することとした。

## オ．量的基準

量的基準とは、報告セグメントとするためには、その構成する事業セグメントの外部顧客に対する売上高(収益)の合計額が損益計算書上の売上高の一定率以上であることを要求する基準をいう。「集約基準」同様、財務諸表作成者の負担増加の防止と、財務諸表利用者の経営的視点の確保という双方の要請を考慮した概念といえる。

国際的な会計基準と同様に、損益計算書上の売上高(収益)の75%以上を量的基準とする取扱いでよいか検討された(現行の日本基準では50%以上としている<sup>7</sup>)。

専門委員会では、**コンバージェンス**の観点から、**国際的な会計基準と同様に**、損益計算書上の売上高の75%以上を量的基準とするという方向で検討することとした。

## カ．報告セグメントの上限

国際的な会計基準と同様に、報告セグメントの数が10を超える場合は、実務の限界に到達したか否か(実務上それ以上報告セグメント数を集約することが不可能か否か)を検討すべきであるとの記述を行うことでよいか否かが検討された。

専門委員会では、以下の理由から、**国際的な会計基準とは異なり**、上記のような記述を行わない方向で検討することとした。

セグメント数は企業の規模により様々であり、あえて「10」という数字を文案に示す必要があるのか疑問である。

商社などの事例で、現状でも10を超えるセグメントの開示があるのではないか。

## (5)【論点4】セグメント開示項目と開示数値の測定方法

### ア．検討事項

ここでは主に、損益及び資産・負債に関する情報の開示項目、算出方法等が検討された。

### イ．一般情報

一般情報として、国際的な会計基準と同様に、以下の事項の開示を求めるということでよいか検討された。

報告セグメントの決定方法

各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

専門委員会では、**コンバージェンス**の観点から、**国際的な会計基準と同様に**、上記の事項の開示を求めるという方向で検討することとした。

### ウ．損益及び資産・負債に関する情報について

IFRS第8号と同様に、利益、資産、負債(最高経営意思決定機関に定期的に提供されている場合に限る)に関する情報を必須項目として開示を要求することでよいか検討された(SFAS第131号では、負債に関する情報の開示は要求されていない)。

<sup>7</sup> 連結財務諸表規則取扱要領第39条の3(連結財務諸表規則様式第一号)

専門委員会では、**コンバージェンス**の観点から、**IFRS 第 8 号と同様**に、利益、資産、負債に関する情報を必須項目として開示を要求するという方向で検討することとした。

## エ．算出方法について

報告セグメントの各開示項目の金額に関する算出方法について、以下のように IFRS 第 8 号と同様（負債に関する情報の開示を要求されない点で SFAS 第 131 号を除く）の取扱いでよいかを検討された。

（GAAP ベースの金額ではなく、）最高経営意思決定機関に報告される金額であること。

（連結）修正、相殺消去、収益費用の配分は最高経営意思決定機関に使用されるセグメント損益に含まれる場合にのみ、反映する。

最高経営意思決定機関に使用される資産、負債のみ開示する。

特定の収益、費用、資産又は負債を事業セグメントの利益（又は損失）、資産又は負債に配分する場合には、合理的な基準に従って配分する必要がある。

最高経営意思決定機関が事業セグメントの利益（又は損失）、資産又は負債を複数の算出方法に基づいて使用している場合、（連結）財務諸表上の対応する金額を算出する際に使用されるものと最も整合する算出方法によって算出されるものを開示する。

専門委員会では、**コンバージェンス**の観点、すなわち**マネジメント・アプローチ**の観点から、上記 **乃至** については**国際的な会計基準に従う**という方向で検討することとした。

ただし、については、明記することを見送るという方向で検討することとした。理由としては、国際的な会計基準では「整合」しているか否かの判断が「経営者の考え」に基づくことが定められていることから、明記の必要性がないと判断したことが挙げられたものと考えられる。

## オ．「調整項目」について

「調整項目」とは、財務情報の比較可能性を維持するという観点から、マネジメント・アプローチによるセグメント情報と GAAP ベースによる財務情報の差異の説明を要求する項目をいう。IFRS 第 8 号と同様（負債に関する情報の開示を要求されない点で SFAS 第 131 号を除く）、以下の調整項目でよいかを検討された。

売上高（収益）

税前損益

資産

負債

その他重要な項目

専門委員会では、**コンバージェンス**の観点から、上記 **については IFRS 第 8 号に従う**という方向で検討することとした。

ただし、については、「税前」を明記することを見送るという方向で検討することとした。理由としては、内部の事業部では必ずしも税前損益まで管理しているとは限らず、作成者の負担を考慮したことが挙げられたものと考えられる。

## (6) 【論点5】企業全体についての開示項目

### ア．検討事項

ここでは主に、セグメント情報とあわせて開示する企業全体についての関連情報（「報告セグメント」として開示することを要求されない関連情報）として、以下の事項が検討された。

開示項目

に関連して、地理的区域に関する情報に記述する資産情報について

### イ．開示項目

国際的な会計基準と同様に、以下の事項とすることでよいかを検討された。

「製品及びサービスに関する情報」

「地理的区域に関する情報」

「主要な顧客に関する情報」

専門委員会では、企業間の財務諸表の比較可能性の維持という「関連情報」の開示を要求する趣旨、及びコンバージェンスの観点から、国際的な会計基準に従うという方向で検討することとした。

### ウ．「地理的区域に関する情報」に記述する資産情報について

SFAS 第 131 号と同様に有形固定資産のみとするか、IFRS 第 8 号と同様に有形固定資産及び無形固定資産とするか、現行の日本基準と同様に資産総額（固定資産のみならず、流動資産項目も含む）とするかが検討された。

具体的には、次のような検討がされた。すわち、リスク資産（株式や外国為替など、相場変動次第で高い利回りが期待できるが、一方で、元本割れの可能性も高い金融資産）は固定資産に限られるわけではなく、流動資産項目にも存在する。そこで、GAAP ベースに基づく財務情報の有用性という観点からは、どのくらいの資金が当該地域に投資されているのかの全体像を把握できることが望ましい、また、セグメント・アプローチの採用による「開示の後退」は避けるべきではないか、といった理由から、現行の日本基準のような資産総額での開示を維持すべきでないかという意見があった。

しかし、一方で、配分される資産の総額を開示する場合、当該地域に固有のリスクとは必ずしも関係のない流動資産やその他の資産を含むことにより、「関連」情報の趣旨から適当でないという意見もあった。

検討の結果、専門委員会では、コンバージェンスの観点から、SFAS 第 131 号と同様に、「地理的区域に関する情報」に記述する資産情報を、有形固定資産の額とするという方向で検討することとした。

## (6) 適用時期（案）

専門委員会では、本検討に基づく会計基準（名称は「セグメント情報の開示に関する会計基準」となる予定である）の適用時期を、「平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用」とする方向で検討している。

なお、企業間の財務諸表の比較可能性の維持、及び実務上の観点（内部統制や四半期財務諸表開示の導入との重複は企業の活動を停滞させかねない）から、早期適用は認めない方向で検討している。

以上